

## 婚外子出生届差別記載廃止を国に求める 賛成多数 2015、10/21全連総会で採択！

2015年10月21日の全連（全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会）総会で、『戸籍法第49条第2項第1号を改正し、出生届における、嫡出子・嫡出でない子の別の記載欄を廃止することを要望する』との要望事項が、東京都武蔵野市により提案され、賛成多数で採択されました。賛成反対の意見がだされなかったため即裁決に入り、賛成多数での採択でした。

この総会は全国の市区町村職員が集まり日頃の事務で問題となっていることについて論議し、関係省庁に要望する場である。このような場で賛成多数で採択されたことは、三つの点で良かったと思います。

一つは全国の戸籍事務に従事する職員に婚外子差別の問題について広く認識されたこと。二つ目は、全国の市区町村で戸籍事務に従事する職員の多数が、出生届の差別記載は必要ないと表明したことです。本当に素晴らしいと思います。

三つ目は、今後法務省への働きかけや自治体への陳情に役立てていけることです。

かつて住民票の世帯主との続き柄欄で、婚外子に対する差別記載が行われていましたが、この全連総会で、1993年1994年と2年連続で、差別記載の廃止が国に要望されました。これらも一因になって1995年3月1日から、続き柄が婚外子・婚内子・養子の区別なく、すべて「子」と記載されるようになりました。

今回採択された要望は法務省民事局に出され、後日法務省民事局から要望を受け入れていくのか否かについて、回答が行われます。

私たちは、武蔵野市からの法改正をとの提案をぜひとも採択してもらえよう、総会が行われる会場の共立女子学園講堂前で、2015年10月21日朝8時から総会が始まる10時過ぎまで、ビラ撒きを行いました。

婚外子差別撤廃！嫡出概念はいらない！の2本ののぼり旗と、「なくそう婚外子差別！子どもはみ～んな平等だ」の横断幕をかかげてのビラ撒き。風は少し強かったですが晴れていたため、のぼり旗も横断幕も良く目立ち、私たちの前を通る通行人にも、総会参加者にもしっかりアピールできました。（田中須美子）